川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川崎市契約規則第１４条の２の規定に基づき工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第２条　最低制限価格を設定する契約は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される契約及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札による工事請負契約を除く、工事等の請負契約とする。ただし、予定価格（税込）が６億円以上の特殊な工事請負契約については、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

（最低制限価格の算出方法）

第３条　最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の１０分の８から１００分の９５の範囲内で設定するものとする。

(1)「直接工事費の額に１００分の１００を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額」、「現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に１００分の６８を乗じて得た額」の合計額を工事価格で除した割合（以下「算出基礎割合」という。）を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額（１０，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

　なお、算出基礎割合が１００分の９５を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を１００分の９５とし、算出基礎割合が１０分の８に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を１０分の８とする。

(2)　工事等の性質上、前号の規定により難いものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の１０分の８から１００分の９５の範囲内で適宜設定するものとする。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、財政局長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

（最低制限価格設定に関する運用基準の廃止）

２　最低制限価格設定に関する運用基準（昭和５６年１２月１日施行）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２３年４月２５日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年１０月１５日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成２６年６月９日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年１月２６日から施行し、平成２７年度契約準備案件から適用するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告

又は指名通知を行う契約から適用し、施行日前に入札公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

最低制限価格設定に係る運用指針

この運用指針は、川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める事項について、その運用を定めるものとする。

１　対象契約（要綱第２条関係）

(1)　最低制限価格は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される契約及び川崎市総合評価一般競争入札実施要綱第２条に規定する工事の契約以外の案件について設定するものとする。

(2)　予定価格（税込）が６億円以上の特殊な案件は、原則として、最低制限価格を設定しないものとする。

(3)　最低制限価格設定案件の当否については、一般競争入札案件は、契約課ホームページ「入札情報かわさき」（以下「入札情報かわさき」という。）の入札公表詳細において公表するものとし、指名競争入札案件は、指名通知書に記載するものとする。

(4)　最低制限価格の設定額については、落札者決定後、入札情報かわさきの落札結果詳細において公表するものとする。

２　最低制限価格の算出方法（要綱第３条関係）

(1)　鋼橋製作、鋼殻製作等の工場製作に係る経費が直接工事費等と別に積算計上されている場合は、材料費及び労務費並びに間接製作費中の間接労務費は直接工事費に相当する経費として取り扱い、工場管理費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。

(2)　下水プラント等の電気又は機械設備工事で積算計上されている機器費及び設計技術費は直接工事費に相当する経費として取り扱い、間接工事費中の据付間接費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。

(3)　下水プラント等の電気設備の補修等の工事で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び据付間接費を直接工事費（工事原価）として一括計上している場合は、直接工事費（工事原価）及び機器費の合計額に基づき算出基礎割合を算出するものとする。

(4)　下水プラント等の機械設備の補修等の工事で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計技術費、据付間接費及び機器費を直接工事費（工事原価）として一括計上している場合は、直接工事費（工事原価）に基づき算出基礎割合を算出するものとする。

(5)　防水、塗装、建具、解体等の工事で、現場管理費及び一般管理費を諸経費として一括計上している場合は、その合計額を一般管理費に相当する経費として取り扱う。

(6)　工事施工に伴う測量、地質調査等の業務委託料に係る経費が直接工事費等の工事原価

と別に積算計上されている場合は、当該業務委託料を除いた工事価格に基づき算出基礎割合を算出するものとする。

(7)　工事施工に伴うスクラップ等の売払い収入が工事原価とは別に積算計上されている場合は、「直接工事費の額に１００分の１００を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額」、「現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に１００分の６８を乗じて得た額」の合計額から当該収入相当額を減額して算出基礎割合を算出するものとする。

(8)　土木工事の電気又は機械設備工事で積算計上されている間接工事費中の機器間接費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。

(9)　前各号によるほか、要綱第３条第１号の規定により難いものについては、予定価格の１０分の８から１００分の９５の範囲内で、工事内容等に応じ、適宜設定するものとする。

附　則

この運用指針は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２１年１１月２日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２５年１０月１５日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２６年６月９日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この運用指針は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この運用指針は、令和４年９月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の運用指針の規定は、この運用指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入

札公告又は指名通知を行う契約から適用し、施行日前に入札公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。